

別表第1（第6条関係）

事前協議関係主管課一覧

関係主管課	協議事項
くらし安全課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会及び集会施設に関すること。</li> <li>・駐車場等に関すること。</li> <li>・バス輸送に関すること。</li> <li>・消防施設に関すること。</li> </ul>
環境課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ集積所に関すること。</li> <li>・騒音、振動、電波障害、アイドリングストップ等に関すること。</li> <li>・北本市環境基本計画に関すること。</li> </ul>
産業観光課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模小売店舗及び工場立地に関すること。</li> <li>・農用地の除外に関すること。</li> </ul>
都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画及び景観に関すること。</li> <li>・緑地及び公園整備に関すること。</li> </ul>
久保土地区画整理事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・久保特定土地区画整理事業に関すること。</li> </ul>
建築開発課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為等の許可、中高層建築物、道路位置指定、後退道路及び建築協定に関すること。</li> </ul>
建設課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共用地の登記に関すること。</li> <li>・道路・水路の境界査定及びその占用に関すること。</li> <li>・開発道路及び交通安全施設に関すること。</li> <li>・下水道及び雨水流出抑制に関すること。</li> </ul>
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒の通学に関すること。</li> </ul>
文化財保護課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋蔵文化財に関すること。</li> </ul>
農業委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地転用に関すること。</li> </ul>

- 備考1 開発行為等事前協議申請書の受付窓口は、建築開発課です。
- 2 主要関係主管課は、くらし安全課、環境課、都市計画課、建築開発課、建設課、学校教育課及び文化財保護課です。ただし、事業内容によっては、主要関係主管課が増える場合があります。
- 3 提出書類の部数については、主要関係主管課につき1部必要です。ただし、建設課の部数については、2部必要です。

別表第2（第6条関係）

開発行為等事前協議申請添付書類一覧

No.	添付書類	内 容
1	開発行為等事前協議申請書	様式第1号
2	事業計画概要	様式第2号
3	委任状	（代理者による申請の場合）
4	誓約書	様式第9号（第26条に該当する場合）
5	隣接関係者等説明報告書	様式第10号（第26条に該当する場合）
6	説明を行った隣接関係者等名簿	様式第11号（第26条に該当する場合）
7	隣接関係者等位置図	（第26条に該当する場合）
8	説明会会議録	（第26条に該当し、自治会等を対象とした説明会を開催した場合）
9	土地登記事項証明書	発行後6か月以内
10	都市計画図	方位、区域朱囲い、カラーコピー
11	案内図	方位、区域朱囲い
12	公図	発行後3か月以内 方位、縮尺、区域朱囲い、申請地・隣接地（第26条に該当する場合は幅員9m未満の市道又は水路等を挟んだ反対側の土地を含む。）の土地所有者 ※土地区画整理事業施行中の区域内の場合、仮換地指定図の写し（市長印のあるもの）
13	現況図	方位、縮尺、区域朱囲い、既存建築物・公共施設、現況写真の撮影方向
14	現況写真（2方向以上）	区域朱囲い、道路を入れて撮影
15	求積図（実測）	方位、縮尺、区域朱囲い、杭間距離、面積（小数点第2位）
16	土地利用計画平面図	方位、縮尺、区域朱囲い、道路（幅員、市道番号等、建築基準法上の道路種別、新設道路延長・幅員）、計画建築物の用途・床面積、公共公益施設・緑地等、新設道路の縦断測点
17	造成計画平面図、造成計画断面図（2方向以上）	切土・盛土がない場合は不要（その旨を土地利用計画平面図に明記） 方位、縮尺、区域朱囲い、現況高・計画高、断面位置、造成箇所着色（切土：黄色、盛土：茶色）、擁壁・外構の種類（既設・新設の別も明記）、基準点の位置・高さ

18	排水施設計画平面図	方位、縮尺、区域朱囲い、排水系統、種類、材料、管径、水の流れの方向、新設する下水道の縦断測点
19	排水施設構造図	排水枡、合併処理浄化槽、油水分離槽、最終枡から排水先への接続等
20	給水施設計画平面図	方位、縮尺、区域朱囲い、給水系統、種類、材料、管径等
21	外構構造図	寸法、縮尺、配筋サイズ・ピッチ、申請地と隣地等との境界
22	雨水流出抑制計算書	専用住宅の場合は不要
23	擁壁構造図	(切土部分の高さが2mを超える崖、盛土部分の高さが1mを超える崖又は切土と盛土を同時に行った部分の高さが2mを超える崖がある場合) 寸法、縮尺、配筋サイズ・ピッチ、申請地と隣地等との境界
24	公共公益施設等計画図	公園・緑地・ごみ集積所等の求積図、構造図等
25	道路計画横断面図	(道路を新設する場合) 縮尺、路盤・基層・表層の構成、道路側溝の位置・形状寸法、埋設管の位置・形状寸法等
26	道路計画縦断面図	(道路を新設する場合) 縮尺、測点、単距離、追加距離、地盤高、計画高、勾配、基準線等
27	下水道計画縦断面図	(下水道を新設する場合) 縮尺、測点、単距離、追加距離、地盤高、計画高、勾配、基準線、人孔の種類・管径・土被り・管底高、人孔深等
28	計画建築物平面図、立面図	専用住宅の場合は不要
29	消防協議済証の写し	
30	上水道協議済証の写し	
31	出店計画概要書の写し	(大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による届出を必要とする場合) 受付印が押されたもの

様式第1号（第6条関係）

開発行為等事前協議申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
 事業者 氏 名  
 T E L

北本市開発行為等の指導に関する要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

事業区域の 地名地番	北本市				
事業区域の面積	m <sup>2</sup>				
区域区分	市街化区域 ・ 市街化調整区域				
用途地域					
計画建築物の用途	専用住宅・共同住宅・長屋・店舗・工場・倉庫・ その他（ ）				
計画区画数・戸数	区画	戸	計画建築物の使用別	自己用・非自己用	
設 計 者	住 所				
	会社名		担当者		
	T E L		F A X		
工 事 施 行 者	住 所				
	会社名				
	T E L		担当者		
土地利用計画	有効宅地	道 路	公園・緑地		計
	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	%	%	%	%	100.00%

備考 該当する項目に○囲みをしてください。

様式第2号（第6条関係）

事業計画概要

		申請部分	申請以外の部分	合計
計	建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
	建築率	%	容積率	%
	最高の高さ	m	最高の軒の高さ	m
	構造	造	階数	階
土 用 計 画	自動車駐車台数	台	自転車駐輪台数	台
	区画面積	最低 m <sup>2</sup> ~ 最高 m <sup>2</sup>		
	地利 地続先道路	幅員 m (公道・私道)		
	区域内道路	幅員 m 延長 m		
		帰属予定あり ・ 帰属予定なし		
	汚水排水先	公共下水道・道路側溝・その他( )		
雨水排水先	宅地内処理・道路側溝・その他( )			
その他の 公共公益施設				
摘要				

備考 該当する項目に○囲みをしてください。

様式第3号（第6条関係）

協議・承認済通知書

下記のとおり、北本市 部 課と事業者との間に協議が整ったことを承認する。

年 月 日

（ 主要関係主管課名 ） ㊞

記

- 1 事業区域の地名地番  
北本市
- 2 計画建築物の用途
- 3 協議事項

上記協議事項のとおり事業を実施することを誓約します。

住 所  
事業者 氏 名 ㊞  
T E L

様式第4号（第6条関係）

事前協議結果報告書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
事業者 氏 名  
T E L

住 所  
設計者 氏 名  
T E L

主要関係主管課と協議したので、北本市開発行為等の指導に関する要綱第6条第3項の規定により、次のとおり報告します。

事業区域の地名地番 北本市

備考 協議・承認済通知書（様式第3号）の写しを添付すること。

様式第5号（第6条関係）

事前協議変更申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
事業者 氏 名  
T E L

北本市開発行為等の指導に関する要綱第6条第4項の規定により、次のとおり変更申請します。

事業区域の 地名地番	北本市	
変更理由		
変更内容	変更前	
	変更後	

備考 案内図、変更書類（変更前・変更後）を添付すること。

様式第6号（第6条関係）

事前協議申請取下届

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
事業者 氏 名  
T E L

先に提出した開発行為等事前協議申請書を取り下げたいので、北本市開発行為等の指導に関する要綱第6条第5項の規定により届け出ます。

事業区域の地名地番	北本市	
事前協議申請年月日	年 月 日	
事業区域の面積	m <sup>2</sup>	
計画建築物の用途		
取り下げる理由		
設計者	住 所	
	氏 名	
	T E L	

様式第7号（第6条関係）

事前協議取りやめ届

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
 事業者 氏 名  
 T E L

先に事前協議結果報告書を提出した事前協議の内容に関する工事を取りやめたいので、北本市開発行為等の指導に関する要綱第6条第6項の規定により届け出ます。

事業区域の地名地番	北本市	
事前協議申請年月日	年 月 日	
事前協議結果報告年月日	年 月 日	
事業区域の面積	m <sup>2</sup>	
計画建築物の用途		
取りやめる理由		
設計者	住 所	
	氏 名	
	T E L	

様式第8号（第7条関係）

公共施設又は公益施設等の用に供する土地に関する協議書

事業者（以下「甲」という。）と北本市（以下「乙」という。）は、北本市開発行為等の指導に関する要綱第7条の規定により北本市地内における により設置される公共施設又は公益施設等の用に供する土地に関し、次のとおり協議した。

記

公共施設又は公益施設等の名称	公共施設又は公益施設等の概要（構造・規模等）	管理者	土地の帰属又は無償譲渡等	備考

年 月 日

甲 住 所  
氏 名

Ⓜ

乙 住 所 北本市本町1丁目111番地  
氏 名 北本市  
北本市長

印

様式第9号（第26条関係）

誓 約 書

年 月 日

（宛先）北本市長

事業者 住所  
氏名 ⑩  
TEL

設計者 住所  
氏名 ⑩  
TEL

次の事業を施行するに当たり、北本市開発行為等の指導に関する要綱第26条第1項の規定により、事前に事業により及ぼす影響等について隣接関係者に十分説明するとともに、万一紛争が生じた場合には誠意をもって自主的に解決することを誓約します。

1 事業区域の地名地番 北本市

2 計画建築物の用途

3 計画建築物の構造・規模 造 階（地下 階）

延べ面積 m<sup>2</sup>

最高の高さ m

様式第10号（第26条関係）

隣接関係者等説明報告書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
 事業者 氏 名  
 T E L

北本市開発行為等の指導に関する要綱第26条の規定により、説明を行ったので次のとおり報告します。

事業区域の地名地番	北本市			
計画建築物の用途		最高の高さ	m	
計画建築物の構造・規模	造 階（地下 階） ・ 棟 戸			
説明者	住 所			
	会社名	担当者		
	T E L			
説 明 経 過	日 付	場 所	対象世帯数	説明概要
説明に使用した資料	案内図、土地利用計画平面図、計画建築物設計図（平面図、立面図）、その他（ ）			
備 考				

備考 自治会等を対象とした説明会を開催した場合は、隣接関係者等位置図及び説明会会議録を添付すること。



様式第12号（第29条関係）

工事完了届

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
事業者 氏 名  
T E L

住 所  
設計者 氏 名  
T E L

次のとおり工事が完了したので、北本市開発行為等の指導に関する要綱第29条第1項の規定により届け出ます。

- 1 事業区域の地名地番 北本市
- 2 工事完了年月日 年 月 日
- 3 添付書類  
案内図、土地利用計画平面図、造成計画平面図、排水施設計画平面図、  
各施設構造図、確定測量図、工事完了全景写真
- 4 検査希望年月日 年 月 日

※検査年月日	年 月 日	
※検査結果	合 ・ 否	
※指示事項		
※検査立会者	検査員	
	北本市	
	事業者	
	設計者	
※検査済証交付	年 月 日 第 号	

（※印は記入不要）

様式第13号（第29条関係）

中間検査依頼書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
事業者 氏 名  
T E L

北本市開発行為等の指導に関する要綱第29条第2項の規定により、次のとおり、中間検査を依頼します。

1 事業区域の地名地番 北本市

2 計画建築物の用途

3 中間検査希望年月日 年 月 日

4 添 付 書 類

案内図、土地利用計画平面図、造成計画平面図、排水施設計画平面図、各施設構造図

※検査年月日	年 月 日	
※検査結果	合 ・ 否	
※指示事項		
※検査立会者	検査員	
	北本市	
	事業者	
	設計者	

（※印は記入不要）

様式第14号（第30条関係）

検査済証

第 年 月 日  
号

北本市長



北本市開発行為等の指導に関する要綱に関する下記工事は、 年  
月 日に行われた検査の結果、同要綱の規定による内容に適合してい  
ることを証明します。

記

- 1 事業区域の地名地番  
北本市
- 2 検査を受けた者の住所及び氏名
- 3 計画建築物の用途

様式第15号（第31条関係）

土地所有権移転登記嘱託申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
氏 名  
T E L

都市計画法第40条第2項の規定により、次の土地を北本市に帰属するので、土地所有権移転の嘱託登記をお願いします。

土地の表示

大字 (町)	字 (丁目)	地番	地目	地積 (m <sup>2</sup> )	用途

第 号

このことについて、土地所有権移転の嘱託登記が完了しました。

年 月 日 北本市長

（添付書類及びその必要部数）

- ・表 紙 2部
- ・案内 図 2部
- ・地形 図 2部
- ・実測 図 2部
- ・登記原因証明情報兼承諾書(別紙) 1部
- ・印鑑証明書 1部
- ・土地登記事項証明書 1部
- ・公共施設の管理に関する協議書の写し 1部

別紙

登記原因証明情報兼承諾書

1 当事者及び不動産

(1) 当事者

権利者（甲） 北本市

義務者（乙）

(2) 不動産

所在	北本市		
地番	地目	地積（㎡）	

2 登記の原因となる事実又は法律行為

(1) 本件不動産は、公共用地として、.....年.....月.....日都市計画法第40条第2項の規定により、甲に帰属した。

(2) 本件不動産の所有権は、同日、乙から甲に移転した。

年 月 日

さいたま地方法務局鴻巣出張所

上記の登記原因のとおり相違なく、上記不動産について、所有権移転の登記をすることを承諾します。

住 所  
氏 名

Ⓜ

様式第16号（第31条関係）

施設の管理等に係る念書

年 月 日

（宛先）北本市長

住 所  
事業者 氏 名 ⑩  
T E L

下記の施設に欠陥が生じた場合は、引渡しの日から1年間は当方で補修します。

記

1 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

2 施 設

施設の種類	概要			摘要	
	詳細	幅員・寸法	延長		面積・箇所